

大槌町告示第 114 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 26 年 8 月 25 日

大槌町長 碓 川



1. 都市計画の名称

- (1) 大槌都市計画 町方津波復興拠点地区地区計画
- (2) 大槌都市計画 安渡津波復興拠点地区地区計画

2. 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 大槌都市計画 町方津波復興拠点地区地区計画
大槌町大町の一部及び新町の一部の区域
- (2) 大槌都市計画 安渡津波復興拠点地区地区計画
大槌町安渡一丁目、安渡二丁目、安渡三丁目、新港町、港町、大槌第 21 地割
の各一部の区域

3. 縦覧場所

大槌町役場 復興局 復興推進課